

令和4年4月から 国民健康保険税が変わります



国民健康保険税の税率の改定を行いましたのでお知らせします。

◆新しい保険税率

区 分		医療分 (国保に加入する すべての方)		後期高齢者支援分 (国保に加入する すべての方)		介護分 (40歳以上から 65未満の方)	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	所得に対して	5.0%	6.0%	2.0%	2.0%	1.0%	1.2%
資産割	固定資産税に対して	24.8%	10.0%	15.2%	10.0%	8.0%	5.0%
均等割	加入者1人あたり	23,000円	24,000円	5,000円	5,000円	6,000円	7,000円
平等割	1世帯あたり	25,000円	26,000円	10,000円	10,000円	6,000円	7,000円
賦課限度額	1世帯あたりの 最高限度額	630,000円	650,000円	190,000円	200,000円	170,000円	170,000円

世帯ごとの課税額は、7月初旬に届けられた納税通知書をご確認ください

◆国保税の改定について

国民健康保険は、持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、平成30年度から都道府県と市町村が共同で運営をしています。道が財政運営の主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金を決定するとともに、市町村ごとの標準保険税率を算定します。町は道が算定した標準保険税率を参考に、国保事業費納付金を納めるために必要となる町の国保税の税率等を決定します。

昨年度に引き続き、納付金を納めるために必要な財源となる町の国保税の税率改正を行い、標準保険税率に近づけ安定的な運営を目指しています。



保険証更新

国民健康保険証を郵送します

北海道
国民健康保険
被保険者証

有効期限 令和5年7月31日
交付年月日 令和4年8月1日
適用開始年月日 ○○○年△月△△日

記号 和 番号 111111 (枝番) 01

氏名 和寒 花子

生年月日 ○○○年○○月○○日 性別 女

世帯主名 和寒 太郎

住 所 北海道上川郡和寒町字□□□番地

保険者番号 011312

交付者 和寒町

限度額適用認定証は
自動更新されません

限度額適用認定証は役場で
更新手続きをして下さい



新しい保険証は緑色です

○新しい保険証は**7月下旬**
に**郵送**します。届きましたら
内容をご確認ください。



○有効期限満了の保険証
は、住民課保険医療係に
返却するか、ハサミ等で
細かく裁断し処分してくだ
さい。

